

新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 20 号

新潟市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

新潟市ラブホテル建築等規制条例（昭和 59 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 3 条の規定による届出」を「第 3 条の規定による申出」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 12 条第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 13 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項の規定による申出をせず、又は虚偽の申出をした者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2）第 13 条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日

（経過措置）

2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の前日にした行為の処罰については、なお従前の例による。